資料３

朝倉市復興計画骨子（案）

平成２９年１２月

朝　倉　市

１．はじめに

（１）　平成 29 年 7 月九州北部豪雨における被害の概要

平成 29 年 7 月九州北部豪雨では、記録的な豪雨の影響により、市内各地で多数の山腹崩壊が発生するとともに、流下した土砂と流木が大量に流出することで市内のいたるところで被害が発生しました。また、河川の氾濫も起こり、これにより市内の広範囲で数多くの浸水被害が発生しました。これらの影響により、本市では、32 名の尊い命が奪われ、未だ 2 名が行方不明となっているほか、住家をはじめとする市民の財産や道路、河川、農地等に甚大な被害が発生しました（H29.12.22 現在）。

（２）　復興計画の目的と骨子の位置づけ

今回の未曽有の大災害から１日も早く元の平穏な生活と自然豊かな美しい朝倉を取り戻し、将来世代に渡って安心して暮らせるまちづくりを進めていくためには、行政と市民等が課題を共有し、一丸となって復旧・復興に取り組んでいく必要があります。

復興計画は、今後取り組むべき復旧・復興施策を体系的にまとめ、復旧・復興に段階的かつ着実に取り組んでいくために策定するものです。

今回、朝倉市復興計画策定委員会での議論や市民からの意見等を踏まえ、復興計画策定に当たっての方向性として「朝倉市復興計画骨子」を作成しました。今後、この骨子を基に具体的な施策等について検討を重ね、行政と市民がともに力を合わせて、復旧・復興を進めるための指針となる復興計画を今年度内に策定します。

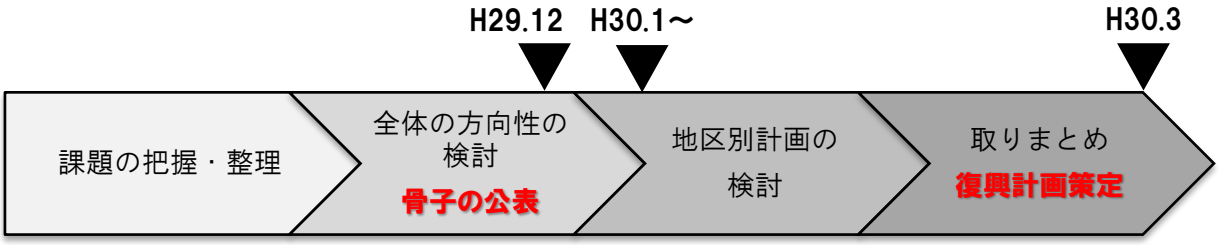

（３）　復興計画の位置付け

復興計画は、今回の豪雨災害からの復旧・復興に向け、概ね 10 年間に取り組むべき施策を示すものです。復旧・復興に当たっては、市政運営の基本計画である「第１次朝倉市総合計画」や「朝倉市総合戦略」等の長期計画との整合性を図るとともに、今後策定予定の「第２次朝倉市総合計画」も見据えながら、未来へつながる計画として定めていきます。

なお、復旧が進むにつれて、今後新たな課題等が出てくることも考えられることから、必要に応じて復興計画を見直すことを前提とします。

２．復興計画策定に当たっての基本的な考え方

（１） 復興の主体

市民と市が主体となり、国・県、大学及び関係機関と協働で復興を図ります。

市民の「思い」、「願い」を計画に反映できるよう、特に被害が大きい地区に「地区別復旧・復興推進協議会」を設け、市民が主体となる協働によるまちづくりを進めます。また、市民が自主的に行っている話合いの場（集落会議）においては、行政や大学が積極的に参加し、市民・行政・大学が一丸となった取組を進めます。

（２） 対象地域

被害が市全域に及んでいることから、市全体を復興計画の対象とします。特に被害が大きい８地区（松末、杷木、久喜宮、志波、朝倉、高木、三奈木、蜷城）については、地区別計画を策定します。

（３） 国・県との連携・協力

復旧・復興に当たっては、国や県と連携・協力していくとともに、必要な事業の実施や支援等について、国や県に要請していきます。特に、各事業で連携を図り、相互に情報共有しながら取り組みます。

（４） 市民との積極的な情報共有

市を挙げて復旧・復興に取り組んでいくためには、市民の理解と市民との協働が必要不可欠であり、特に被害が大きい地区は「地区別復旧・復興推進協議会」を通じて協議していきます。さらに、地域を離れている被災者を含めた全市民に対して、復旧・復興に向けた取組状況について、積極的かつ早期の情報共有に努めます。

（５） 計画期間

今回の豪雨災害発生から概ね 10 年後の姿を見据えながら、段階的かつ着実に取り組みます。各期における年度はあくまでも目安としての期間です。

① 復旧期：平成 29 年度から概ね平成 31 年度まで

生活や産業の再開に不可欠な住宅、生活基盤、インフラ等の復旧に加え、再生・発展に向けた準備を進める期間とします。

② 再生期：概ね平成 32 年度から概ね平成 35 年度まで

復旧期と連動し、復旧期に取り組んだ残りの復旧を進めるとともに、被災前の活力を回復し、地域の価値を高める期間とします。

③ 発展期：概ね平成 36 年度から平成 38 年度まで

被災地が新たな魅力と活力ある地域として生まれ変わり、発展していく期間とします。

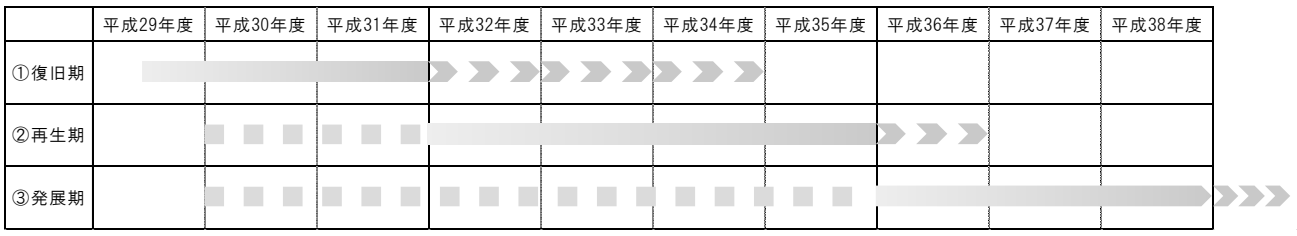

（６）　計画の推進、進捗管理

平成 30 年度以降は、復興計画に基づく復旧・復興事業を推進していくとともに、事業の進捗管理を行い、復興計画の着実な遂行を図ります。

また、今後とも検討が必要な事項については、復興計画策定後も市民・関係機関等と継続して協議します。

（７）　総合的な視点に立った復興計画の立案

防災の観点に加え、自然環境、歴史、文化等を総合的にとらえ、地域の価値を向上させる復興計画の立案を目指します。

３．復興ビジョン・基本理念

朝倉市復興計画策定委員会での議論や地区別復旧・復興推進協議会の意見等も踏まえ、本市の復興ビジョンとして『**山・水・土、共に生きる朝倉**』を掲げます。

本市では、昔から山・水・土といった自然を宝として大切にしてきました。しかし、自然の力は時として脅威に変わることがあります。今回の災害では、普段は多大なる恩恵を受けている山や川から大きな被害を受けましたが、市民の力やボランティア等の多くの人々の支えによって復旧・復興への道がつくられようとしています。

「山・水・土、共に生きる朝倉」という復興ビジョンには、今回の災害を乗り越え、これからも山・水・土を大切にし、人々と共に生きる朝倉づくりを進めていこうという思いを込めました。

そして、この復興ビジョンを支える３つの基本理念を、以下のとおり定めます。この３つの基本理念に基づき、１日も早い復旧と将来世代に渡って安心して暮らせるまちづくりを進めていきます。

（１） 安心して暮らせるすまいとコミュニティの再生

（２） 市民の命を守る安全な地域づくり
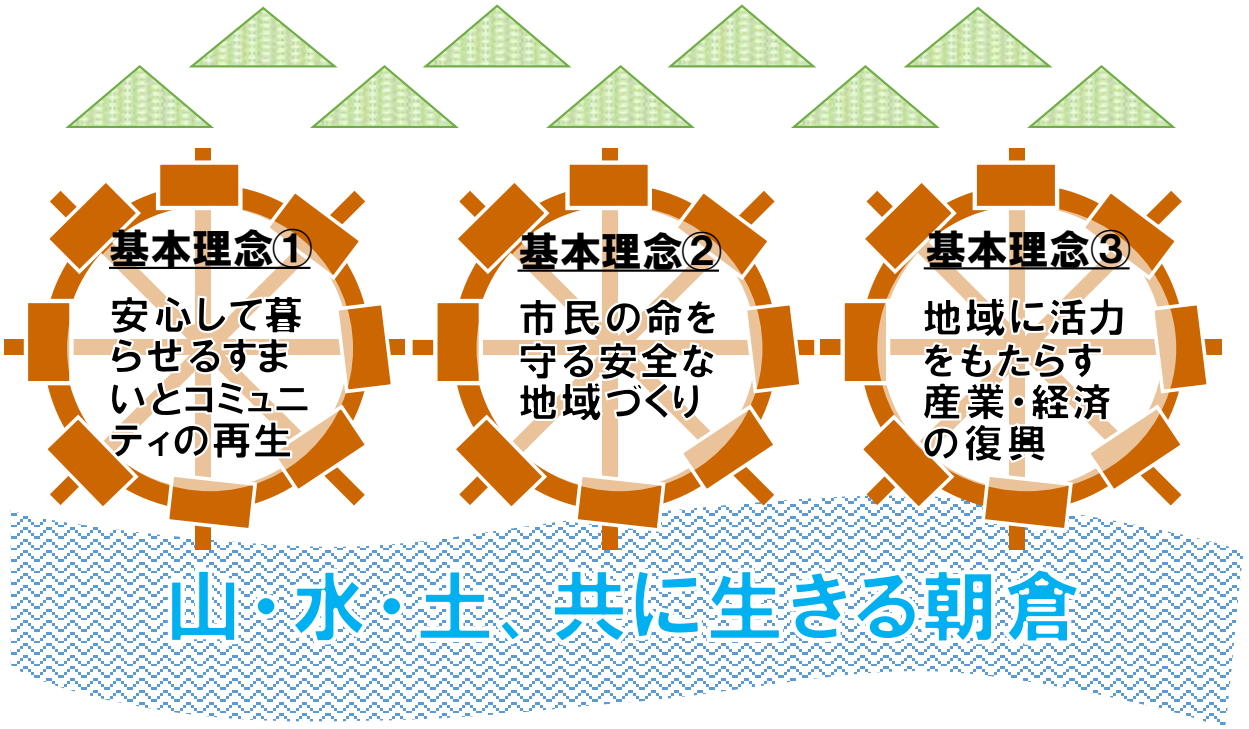
（３） 地域に活力をもたらす産業・経済の復興